

厚生委員会会議録

平成21年8月17日(月)

(開 会) 10:01

(閉 会) 11:41

委員長

ただ今から厚生委員会を開会いたします。

「市立病院の運営について」を議題といたします。

「平成20年度飯塚市立病院事業実績」について、執行部の説明を求めます。

健康増進課長

お手元にお配りしております平成20年度飯塚市立病院事業実績の資料に基づいてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。

1ページ目の損益計算書ですが、まず、収支状況についてですが、上段、事業収益の計のところでございますが、25億7474万8千円、次に事業費用といたしましては、下の事業費用の計になりますが、28億8521万3千円、この差し引きの事業利益といたしましては3億1046万5千円となっております。事業外収益といたしましては、1億5450万1千円、事業外費用といたしましては45万2千円で、経常利益といたしまして1億5641万6千円となっております。

次に3ページを先をお願いいたします。損益の推移表になっております。左側に事業収益、事業費用の項目を入れておりまして、上のほうが各月の4月から3月までの各々、9月と3月までの小計、年間の実績というふうに表示しております。上半期・下半期を比較いたしますと開院当初の患者数の低迷と医療物品などの初期投資がかさみまして、上半期は約1億4000万円の赤字を計上しております。上の表のちょうど真ん中のところの9月までの小計の欄でございます。続きまして、下半期では入院患者数の増加に伴い約1600万円程度に改善されてきておりまして、最終的には先ほどご説明いたしました実績の1億5600万円となっております。

2ページをお願いいたします。貸借対照表になっておりまして、資産といたしましては流動資産が7億2923万3千円、固定資産といたしましては1億5802万2千円、合計で8億8725万6千円となっております。負債の部といたしましては、流動負債が3億6305万6千円と、固定負債6億8338万5千円の合計、10億4644万1千円。正味財産の部といたしましては1億5918万5千円、合計いたしますと8億8725万6千円となっております。

4ページをお願いいたします。医師数の状況となっておりますが、昨年4月1日の開院当初は、脳神経外科を除きます11診療科を、常勤医師20名、非常勤医師25名の体制で診療を始めましておりました。その後、大学の医局等への医師派遣の要請を行う中で、平成20年7月に小児科、10月に麻酔科とそれぞれ常勤医師が1名ずつ増員されまして、本年4月からは、泌尿器科、眼科にそれぞれ1名の常勤医師を確保いたしまして、休診してました脳神経外科を、週1回ではありますが非常勤医師を採用し、再開いたしております。その後ももう1名脳神経外科の非常勤医師を採用いたしまして、現在は非常勤医師2名で週2回の診療を行っています。また、自治医科大学卒業生の後期研修医3名を県から受け入れるなど、平成21年4月1日付では、常勤医師26名となっております。今後とも常勤医師の確保に向けまして、大学の医局等へ医師派遣の要請をお願いしてまいりたいと考えております。

その下段のほうの看護師の現状でございますが、昨年4月の開院時は141名だったものが現在151名と、10名の増員となっております。

5ページをお願いいたします。患者数の状況ですが、表の左側に各科目名称、右側に労災病院の平成20年3月時点、市立病院の平成20年4月から8月までが上段になっております。

中段が平成20年9月から平成21年2月まで、下段が平成21年3月、及び4月から3月までの合計となっております。入院患者数は内科37,111人、外科15,253人、眼科3,296人、合計で55,660人、これは市立病院のところの下段の4月から3月計の入院のところでございますが、55,660人となっております。月平均では4,638人、1日平均で152.5人となっております。

次に外来患者数でございますが、先ほどの入院の右側のほうになりますけれど、1年間の稼働日数293日で88,902人、1日平均で303.4人となっております。

6ページ、7ページは患者数の月別の推移と地区別の患者数をグラフで表したものでございます。

7ページの地区別の入院、ならびに外来の患者数を見てみますと、入院・外来とも飯塚市内が75%以上で、嘉麻市、桂川町と続いております。

その他、市立病院では輪番制への参加や、24時間の救急医療体制も実施し、休日、夜間帯におきましては、内科系医師1名、外科系医師1名、看護師1名、薬剤師1名、放射線科1名、検査技師1名、事務1名で対応しています。

また、平成20年度の医療の提供といたしましては、新たにマンモグラフィーや経鼻内視鏡等を導入し、設備の拡充を図っております。また今年度4月からは、電子カルテシステムを導入いたしまして、導入当初は患者様に迷惑をお掛けすることもございましたが、徐々に軌道に乗りつつある現状でございます。

またその他といたしましては、今年4月1日よりコミュニティバスが24便発着するようになっておりますので、院内、バス停に時刻表等を掲示し、利用していただくようにPRをしております。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

今数字上の説明がいろいろありましたけども、数字の確認とともに、その数字をどう評価するかということについて、いくつかお聞きしたいと思います。先ず資料の1ページです。事業収支で3億1046万円、ちょっと端数はありますけど、これが赤字になっているようですし、国からの助成金1億5450万円あまりを受け入れてもトータルで1億5640万円の赤字だというふうに数字では出てるようでありますけど、確認いたします。

健康増進課長

委員ご指摘のように、国の交付税措置分の助成金を入れまして、それでも赤字になっております。

楡井委員

国からの助成金はベッド数で計算されるというふうに聞いておりますけれども、1ベッドあたりいくらかということについてお聞きしたいと思います。それから、機構から飯塚市が買収する時に2億8千万円ぐらいだったと思うんですけど、これを投資しておりますけど、この推移といたしますか、協会の方が支払うということになってたと思いますけど、その支払状況についてお尋ねしたいと思います。

健康増進課長

交付税の病床数の単価といたしましては、1床あたり49万5千円となっております。それとお尋ねの機構分の買収費2億8千万円に対する借入でございますけど、2億8千万円につきましては合併特例債、病院事業債を活用しておりますけども、交付税措置を除きました残りが協会が負担するようになっております。病院事業債が平成19年度借入額といたしましては2億1460万円、その償還分の交付税措置を除いた分といたしましては224万263円、

合併特例債 2 億 1 5 0 0 万円の借入に対します交付税を除いた分といたしましては、8 万 9 9 5 0 円、合計で 2 3 3 万 2 1 3 円を協会の方から負担をしていただいております。

楡井委員

この 2 3 3 万円あまりの金額は、きちんと償還されているのかどうかについて、答弁いただきたいと思ひます。それから、資料の 3 ページに移ります。ここでは、入院患者数と外来患者数が月別に出ておりますけど、トータルいたしましと、入院患者数が 4 , 6 0 0 人くらい増えているようになってます。それから、外来患者数が 2 千人くらい減っているということになっていますね。その数字の確認と同時に、この原因についてご答弁お願いいたします。

健康増進課長

先ず、2 3 3 万円につきましては、市の病院事業会計の方で受入をやり、これで事業債の償還に充てております。それと、入院患者数と外来患者数の件でございますが、前期と後期を比較しますと入院患者では 4 , 6 0 2 人増加しております。この原因につきましては、9 月以降医師会の会員の医院様と地域連携のお話をさせていただき、各医院からの紹介の患者数が増えきたことが原因だと考えております。外来患者の減につきましては、診療日数が前期と後期を比べますと異なりますので、一日あたりの患者数といたしましては、前期後期ほとんどあっておりません。

楡井委員

次、4 ページなんですが、医師の確保状況についてお聞きします。医師の確保については、スタート時に対して現状では常勤のお医者さんが 6 人増えているようです。それで、小児科、泌尿器科、麻酔科、ここでは常勤の医師が確保できたということで評価できるものでありますけれども、依然として 5 つの科、1 2 科が診療科ですから、4 1 %にあたると思うんですが、1 2 分の 5 科ではまだ常勤の医師が確保されておりません。この見通しについてどうかと、努力しておりますとの説明がありましたけど、今後の見通しについて再度ご説明願ひたいと思ひます。

健康増進課長

医師の確保につきましては、現在も引き続き各大学の医局などに医師の派遣の願ひにうかがっておりますが、医師不足の中かなり厳しい状況でございます。ただ、本年は非常勤であります但し休診中であった脳神経外科の医師を派遣していただけるようにもなりましたし、今後も市と協会と協働して各医局に医師の確保を願ひに参る所存であります。

楡井委員

非常勤でということでありませうけど、非常勤のお医者さんではどうしても患者さんにとっては不安だと思ひますし、それから休診の日にちがあるんですね、1 週間で見ますとね、そうすると緊急時にはどうしても間に合わないという関連も生まれてくると思うんですね。そういう意味では、どうしても常勤医師ないしは非常勤であっても毎日診療ができる状況が望ましいわけですね。そのあたりの見通しはどうか。

健康増進課長

先ほどご説明いたしましたように、どこの大学病院、医局も医師が不足しております。いきなり常勤医師の派遣をとということも願ひしているわけですが、先ず非常勤でその病院の状況とかそういったものを見て、その後常勤を派遣していただくとか、そういう段階を踏んでのことも考えられますので、先ず非常勤でも確保いたしまして、今後の常勤確保の方につなげていきたいと考えております。

楡井委員

開業して 1 年半近くなるんですね、この間、今のようなご答弁を年度となく聞いてまいりました。それでもなかなか、この間 6 名の増員はあったにしても、この 6 名の方たちは内科が 2 人なんですね、それから眼科が 1 人、そして麻酔科が 1 人、この麻酔科の 1 人は常勤でな

い人、また確保できていなかったところが増えたということですから、これは純粹に評価できることじゃないかと思うんですけど、あとの眼科と内科については必要数を逆に上回っている状況があるわけですね。これは、医者の確保状況にアンバランスが見えるんじゃないかというふうに思うんですね。初めの予定からして多いからダメだというわけじゃないんですよ。しかし、そういう状況が生まれているということを確認すると同時に、常勤で運営されていないところに、やはり医師が欲しいわけですね。それは私どももそうですし、皆さん方もそうだというふうに思うんですね。そこで、今まで繰り返しご答弁を聞いてきた内容なんですけれども、ちょっと正確に委員会の名前を忘れて申し分けないんですけど、最高意思決定機関というのがあるはずなんです、市長を頂点にして、そこで医師の確保の見通しなりどういう話し合いが日頃行われているのかなという点について説明していただければと思いますけど。

健康増進課長

市立病院の管理運営協議会の件だと思いますけど、平成20年度に協議会を2回、21年度に1回を開催されております。討議の内容といたしましては、医師の確保の問題、地域連携の問題、新型インフルエンザの問題等について討議をしております。特に医師の確保の問題については、毎回討議されております。その中でも協会側はあっちこっち病院を持っておりますので、その中からある程度融通をもっとしてくれないかとか、そういったことは言っておりますけど、なかなかその現状では、今協会では4人の派遣医師をこちらの方の飯塚市立病院に派遣をしておりますけど、今後これ以上に派遣していただくように要請もいたしております。医局に対する分につきましては、引き続き何回も足を運んでやっておるわけでございますけど、なかなか結果としてまだ配置計画にはのっておりませんが、引き続きやるよということ委員の方からは厳しい意見が出ております。

楡井委員

管理運営委員会で、平成20年度に2回そして21年度に1回開かれているという説明なんですよ。これは半年に1回かなという感じがするんですけど、半年に1回という決まりがあるんですかね。

健康増進課長

開催の回数については、特段の決まりはございません。

楡井委員

それでその中でも、委員の中からも厳しい意見が出ておる過去についてというふうにご説明がありましたけど、この管理運営委員会の委員の方たちがそういう意見を出すんじゃないくて、管理運営委員会の委員の皆さんが医師確保に奔走されるということではないんですかね。もしそういうことでなければ、医師の確保は誰がするのかということについてはどうですか。

健康増進課長

最終的には医師の確保につきましては、指定管理者であります協会の方がやるべきものだと考えております。ただ、委員の中には医師会の方も入っていただいておりますので、そういった情報も含めまして活用できればとは考えております。

楡井委員

今年の2月でしたかね、私たちが守る会の人たちと一緒に協会の方にもお話し合いに行きました。その時の約束といいますか、12科全部揃ってスタートさせるという認識はあると、更には現在そういう状況になっていないと、それも認識していると、克服のために努力するというふうに答弁しているんですよ。その状況からすると、6人増えたとはいっても、果たしてこの6人の人がどういう人なのか、協会の医師なのかどうなのかということには分かりませんが、そういう状況を踏まえて協会の努力というのがこの6名の中に反映されているのですか。

健康増進課長

基本的には協会と飯塚市で協力いたしまして、各医局の方にもお願いに回っておりますけど、

中心的なものといたしましてはやはり協会が中心となって各医局を回ってお願いしております。ですから今回の6名につきましても、協会単独という評価がどうかと思いますけど、努力した結果だと思っております。

楡井委員

今のご答弁では、はっきり協会の努力だというふうに言えない状況が説明にあったというふうに思うんですね。この管理運営委員会の責任者である市長は、どのようにしてこの状況を克服しようと決意されているのかについてお聞きしたいと思います。

保健福祉部長

先ほど課長も答弁いたしましたけれど、医師不足というのは大変厳しい状況がございます。何度も同じことで申し訳ありませんけど、やはり医局、県、それぞれの機関を通じまして医師の派遣をお願いしてまいりたいと、これにつきましては協会また市と協力しながらやっていきたいということがございます。

楡井委員

水掛け論的になるのを避けたいと思うので、この意思決定機関であるところの管理運営委員会、これをもう少し頻繁に開いて状況の把握などをきちんとして、もっとこの管理運営委員会も医師確保には努力しているんだという姿を見せなければならぬんじゃないかなと思います。そういうふうにしていただきたいということを要請しておきたいと思います。それから次に看護師についてお聞きしたいと思います。病棟で現在の数字で、病棟数110名という確保状況になっていると思います。スタート時からすれば3人増えているんですけど、この3人の増員で110名になっております。このベッド数に対する基準数から見て、この確保状況で基準を満たしているのかどうかについて説明していただきたいと思います。

健康増進課長

看護師の基準数でございますけど、法律上の基準といたしましては医療法施行規則の第19条第1項第4号におきまして、看護師の基準人数が定められております。この基準におきましては、一般病床は入院患者の数を3で除した数と規定されております。平成21年3月の平均入院患者数173.7名から算出いたしますと57.9人が必要な数となります。4月1日現在における看護師数110人は十分に基準を満たしております。また、厚生労働省が定める診療報酬算定における施設基準において市立病院は患者10人に対して看護師1人の配置基準を採用しております。この基準は、看護師1人あたりの勤務時間8時間の3交代制を考慮いたしまして採用するものでございますが、病床数250に対します看護師の数といたしましては75人となりまして、診療報酬算定基準から見ましても充足をしております。病棟において先ほどの基準額と比べますと、110名の配置をいたしておりますけども、現在高齢の入院患者さんが多いことから、患者1人に対する対応時間が長くなっております。その関係で、基準よりもかなり多い数を配置していることになっております。

楡井委員

次に、同じ看護師さんの数ですけど、手術場の数字も9名という形で提示されておりますけど、これも基準どおりでしょうか。

健康増進課長

手術室の看護師の基準につきましては、法律、厚生労働省の通達等には明確な基準はありません。平成21年4月1日付で配置しております9人は、市立病院における手術件数及び手術時間を考慮して配置している人数ですので、今のところ支障はない人数だと考えております。

楡井委員

資料の5ページをお願いいたします。一番下の欄に入院患者数延べ人数が55,600人でしたかね、いうことになっておりまして、病床利用率というのがあります。これが61%ということになっておりますが、この61%という数字についてどう評価されているのかについて

ご説明願います。

健康増進課長

病院の病床の利用率につきましては、年平均で委員言われるとおり61%になっております。開院当初の平成20年4月では41.9%だったものが、10月以降先ほど説明いたしました医師会の会員の委員様の患者の紹介等で増加しまして、21年3月には69.5となっております。しかしながら、250床からすればまだ市立病院の方では、だいたい200床を目標と、80%を目標にしておりますので、まだその目標からすれば低い数字となっております。

楡井委員

数字は分かるんですけど、それを担当課としてはどう評価しているのかということについてお聞きしたいんですよ。

健康増進課長

基本的には、入院の患者さんが増えないことには収益も上がらないという状況でございますので、ここの部分は目標の数値から低くなっておりますので、今後この分については目標数値に届くように協会の方にも努力していただくと、そこにあたりましては医師の確保にも影響を受けることとなりますので、今後も引き続き医師の確保をして入院患者の増加に努めることが必要ではないかと考えております。

楡井委員

今言った61%という数字の欄のすぐ左の方に市立病院3、4月計という数字がありまして、入院の欄を見ますと内科と外科と眼科、この3つの科しか入院患者がおられないんですよ。あとは0。本来、小児科は別としても整形外科とかそういうところはもう少し入院する人が本当は沢山おられるはずなんです。整形外科が依然として常勤の医師がおられないということで、入院の患者さんを扱えない状況が続いているもので、こういう状況が生まれているんじゃないかと思うんですね。今までも繰り返し言ってきましたけど、内科と整形外科とリハビリと外科ですね、ここらへんが労災病院の時代からのメインの診療科だったと思うんですね。その一角が大きく崩れているという状況が、今の状況うんでいると思うんですね。それで、協会になって1年で1億5600万円の赤字ということになりますと、国からの補助入れての赤字なわけですね、これが10年続くと10億円を越す15億円になるわけですね。先般、田川市立病院の運営状況が報道されましたが、7億円くらいの赤字でですね、新聞記事を見ると相当深刻な状況だというふうに言われていたと思うんです。これは報道ですから、市の方がそう思ってるかどうか分かりませんが、多分そう思ってるからああいう報道になったと思うんですよ。そうすると7億円の赤字には4、5年で到達してしまう状況にあるわけですよ、今のままいけばね、その大きな原因が医師不足ということになるし、もし外来の常勤医師が確保できれば1億5千万円くらいの赤字は解消できるんじゃないかというふうに私は素人目に思うんですけど、そういう点については何かお考えがありますか。

健康増進課長

先ほど、損益の中でご説明いたしましたように、1年間を通しまして1億5600万円程度の赤字になっておりますけど、前期と後期を比較いたしますと1億4千万円から1億6千万円程度収支が改善するような形になっております。それも原因といたしましては、入院患者が増加したということがございます。今後も、その入院患者の確保、先ほど委員が言われましたとおり、整形等の医師の確保は当然うちが最重点課題といたしております。今後もその確保に向けまして、また努力をしていきたいと思っております。

楡井委員

何度も同じ答弁の繰り返しになっているようですし、これという手当が見つからないというような状況のご説明だと思うんです。それで、200床が採算ラインといいますか、このように言われたような気がするんですけど、目標でしたかね、というのが80%で200床とい

うふうに言われているんですけど、労災病院のベッド数250あって、5つの病棟があるんですよね。それぞれ内科とか、それぞれ1病棟は何科、2病棟は何科とかになってるわけですから、入院患者がいない病棟というのがあるんじゃないかなという心配もあるんですよ。そういう実態があるのかどうかというのを調べておりませんので、質問をしにくいところもありますけど、いずれにしても61%という、08年の4月から比べれば20%くらい利用率も伸びてきているという状況もありますし、後半の半年間を見れば収支の関係から見ても大きく改善されているという状況で入院患者さんが増えているというふうな反映でもあると思いますけど、いかんせん30年契約なんですよ、市との関係で言えば、この30年もの長い間の契約でありますから、1年間に1億5千万円の赤字が続いていけば、早晚破産してしまう状況が生まれるんじゃないかという心配をいたします。ですから、トータルして去年の後半のように1600万円でしたか、ぐらいの黒字というような状況にもっていけるのかどうかですね、今年度、そういう見通しについては、いかがでしょうかね。

健康増進課長

平成21年度に入りまして、入院患者さんの状況といたしましては、3月当時とそんなに変わっておりません。収益といたしましては、昨年と比べましてかなり改善されている状況でございます。何回も同じ答弁になりますけど、やはり最重要課題の整形外科の常勤医師の確保とリハビリの充実を図って、入院患者も多くなることが一番望ましいと考えております。今、医師の確保につきましても、各医局を整形を中心に回っております。それで、できるだけ早くその確保ができるように協会も市も考えておるところでございます。

楡井委員

最後、要望になりますけど、昨年3月だけの決算、収支を見れば49万1千円ですか、黒字ということになっています。こういう状況をですね、いち早く生み出さなければならぬ。この状況が整形外科の常勤医師がいない状態でね、こうなっているわけですから、並大抵の努力でなかったというふうには考えられますけれども、いずれにしても年間を通せばこういう赤字、1億5千万円もの赤字になっているわけですし、これを続けるわけにいかないという意味では、今決意的に言われました、この整形外科の常勤医師を中心にした医師の確保ということはもうかかせないことだというふうに思います。市長を先頭にですね、特段のご努力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

詳しい内容は楡井委員が質問されたので、私は単純なことだけお尋ねしたいんですけど、まず3月は49万1千円収益が出たと。これはいろいろなご努力の結果だと思いますけど、現在8月になっておるわけですが、この傾向は今年度になって続いておるのかどうか。それが一点と、端的に今後の収益確保の施策がですね、どうなっておるのか。今おっしゃってたのは入院患者数を増やす。当然入院患者数を増やすことと外来を増やすこと、増えれば収益が上がるというのは分かるんですよ。それに対しての具体的な施策というのは常勤の医師を増やすことなのか、それだけなのか、それ以外の方法があるのか。それとともに、行政はどこまでこの経営母体に対してものが言えるのか、収益確保のためのものが言えるのか。まあ大まかに言ってその三点をお願いいたします。

健康増進課長

まず収益の状況でございますけども、4月、5月、6月の収益の状況といたしましては、4月が電子レセプト等の初期費用の分が計上されておりますので若干悪かったですけども、それ以降は入院の収益自体も3月当初とそんなに変わらないような形で推移をしておりますので、今後もそこを維持しながらということになると思います。

それと、今後の施策ということでございますけども、先ほど説明いたしました、後期からは医師会のほうの委員から紹介の患者さんが多くなって、入院が増えてきたということでございます。引き続き医師会のほうとも連携を取って、できるだけ飯塚市立病院のほうに患者さんの紹介をお願いするというふうな形を今後も継続させていきたいと考えております。

行政として指定管理者にどのくらい言えるのかということでございますけども、中身については直接管理者等に対して今の状況をもうちょっと把握、飯塚市の病院としての顔があるんだから、その部分もちゃんと考えてやりなさいということでは、毎月といたしますか毎回のようには言っております。向こうの協会のほうといたしましても、医師の確保の問題が最重点ということで努力はしてある状況でございますけども、いかんせん、先ほど言いました整形の確保等もできておりません状況ですけども、今後も医局を回ってその確保には全力を尽くしたいというふうには話しております。

道祖委員

質問の内容はつまらないかも知れませんが、先ほども言いましたように、入院患者を増やす、外来患者を増やす、それをすれば収益が上がる、これは当然そうなると思います。それがための努力はどのようなことをしているのですかというふうにお尋ねすると、それは医者確保すればそれで入院患者なり外来患者が増える、それだけなんでしょうか。というのは、病院もサービス業ですよ、ある意味では。今のどこの病院を見てても、じっと座っててですね、患者さんおいでということじゃないと思うんですよね。やはりそこには病院の雰囲気といたしますか、全体のね、そういうものがあると思うんですけれど、そういうものについては何かこの1年間変化してきておるんでしょうか。また変化させるような努力が病院の中で、指定管理者のほうでやられておるのか。またそういうことがやられてないとするならば、そういうことを行政として踏み込んで指導ができるのかどうか。その点はどうなっております。

健康増進課長

まず、市立病院にお見えになる患者様に対するサービスといたしますか、そういった部分につきましては、いま市立病院では意見箱といたしますか、患者様からいろいろ意見を設けるようなことをしております。それで、それに基づきましていろいろ改善できる部分については早急に改善すると。あとは各医療関係者の接遇関係、そういったものも含めまして委員会を設けまして、積極的にやっているというふう聞いております。

あと、市からのある程度の関与といたしますか、例えば4月からのコミュニティバスが運行されておりますけども、かなり当初は利用者の率も低かったものですから、市のほうからある程度分かりやすい時刻表の提示と、あと患者さんにお見えになるかたは今自家用車とかバスを利用されるかたが多いんですけども、まだコミュニティバスを皆さんご存じないかたもいらっしゃいますので、院内でそういったチラシの配布とかそういったものも含めてやるようにということで、指示なども出してあります。

道祖委員

今お答えの中で意見箱を設置して意見を参考にしながら改善に努めてるとおっしゃいましたが、その内容なんていうのは行政は知る機会があるんですか。

健康増進課長

その内容につきましては定期的に市のほうにもこういった内容の意見がありましたということで報告はあっております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(ほかになし)

おはかりいたします。

本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「生活保護の運用について」を議題といたします。

「平成20年度生活保護就労支援事業の状況等について」、執行部の説明を求めます。

保護第1課長

まず本日提出させていただいております資料について説明をさせていただきます。A4の1枚ものでございます。

資料の上段に先の委員会で道祖委員のほうから要求のございました平成20年度就労支援事業について、そして(1)で生活保護受給者就労支援事業の状況を就労支援者数、就労開始者数、就労の形態について記載をしております。(2)で市が行う就労支援事業の状況を、(1)と同様に就労支援者数、就労開始者数、就労の形態について記載をしております。資料の下段でございますが、安藤委員のほうから要求のございました平成21年度4月1日現在の年代別被生活保護人員数を10歳刻みでその人員数と構成比を記載しております。また、参考までに年齢層別生活保護人員数を若年層(0歳から17歳)、稼働年齢層(18歳から64歳)、高齢者層(65歳以上)の人員数と構成比を記載しております。

続きまして、先の委員会で道祖委員から質問がございました「自立した人たちの傾向は、どうなっているか」、「従来の援助の仕方、新しい援助の仕方、今後考えられる援助の仕方は、どうなっているか」、「保護率算定基礎人口とは何か」の3点をあわせて答えさせていただき、次に、楡井委員から質問がございました「ケースワーカーの受持ち件数は決まっているのか」ということにつきまして答えさせていただきます。

先ず、はじめに、道祖委員から質問がございました「自立した人たちの傾向はどうなっているか」につきまして、平成20年度の就労支援の状況とあわせて答えさせていただきます。就労支援につきましては、ハローワークと連携した生活保護受給者等就労支援事業と、ケースワーカー、スーパーバイザーが日常のケースワークとして実施しております就労支援プログラムの2本立てで取り組んでおるところでございます。その内容につきましては、ただ今説明いたしました資料の(1)生活保護受給者等就労支援事業の状況でございます。就労支援対象者が71人で、そのうち、就労開始者は19人となっております。就労開始率といたしましては26.8%。就労開始者の就労の形態といたしましては、正職員とパートで区分しますと、正職員で採用された方が4名、パートで採用された方が15名でございます。この就労支援事業につきましては県内の各福祉事務所で取り組みを行っておりますが、支援要請者数、支援開始者数、就労開始者数、いずれの数も飯塚のハローワーク管内が一番多いような状況で、ハローワークと連携いたしました就労支援の取り組みが一定の成果を上げていると言えるのではないかと考えております。(2)で市が行う就労支援プログラムの状況につきましては、就労支援対象者が409人で、そのうち、就労開始者は118人となっております。就労開始率で申し上げますと28.9%。就労開始者の就労の形態といたしましては、正職員で採用された方が7人、パートで採用された方が111人でございます。就労が決まった方で、9の方が自立され、保護を廃止しておる状況でございます。就労先の形態といたしましては、パート就労が多く、現在の就労実態や経済情勢が反映されているのではないかと考えております。自立された方の傾向といたしましては、被保護者本人の自立意識、就労意欲が高いということは言うまでもありませんが、ケースワーカー、スーパーバイザーが被保護者の立場に立った支援、指導を行い、自立意識、就労意欲の向上を図ったことによるものではないかと考えております。また、保護受給開始から、比較的期間が短い方が早期自立につながっている傾向にあります。その他、過去の就労経験を活かせる職場等がある場合には、就職、そして自立へとつながるケー

スが早いようでございます。

就労指導、支援は、ただ今お答えしましたように、自意識、就労意欲の高揚を図りながら、概ね3ヶ月を目標に自立計画を立てていただき、ハローワークへの同行、面接時の同行、あるいは職業紹介等の情報提供を行いながら、就労支援の取り組みを鋭意進めているところでございます。

2番目の質問でございますが、従来の援助の仕方、新しい援助の仕方、今後考えられる援助の仕方について説明いたします。

従来の就労に関する援助につきましては、本人の年齢や雇用環境の情報だけで、就労可能である、あるいは本人の努力が足りないなどの判断を行い、単に就労活動を指示するのみで、具体的な支援、援助にまでは至らず、被保護者の自主性に任せていた部分があり、積極的な就労支援ができていなかったように思われます。その反省に立ちまして、現在、ハローワークの生活保護受給者等就労支援事業への支援要請、ケースワーカー、スーパーバイザーが主体的に行う就労支援を生業扶助、これは生業費、技能習得費でございますけれども、これらの活用を図りながら強力に進めているところでございます。

また、今年度から母子世帯に対する相談員を配置し、特に、母子世帯の抱える諸問題を関係機関と連携しながら、自立の促進を図っているところでございます。

今後考えられる援助の仕方につきましては、単に求職活動を指導、指示するだけではなく、阻害要因の分析を行いながら、技術習得のためにハローワークで実施されている各種事業、研修制度を活用しまして、技術、資格の習得を目指す取り組みと合わせまして、健全な社会生活を営む上で必要な生活習慣を身につけてもらうため、市独自のセミナー等を開催し、被保護者の意識の向上と自立の促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、県が示しております保護率算定の基礎人口とは何かということでございます。保護率の算定につきましては、全国的な統計でございますので、県の前年度10月1日の推計人口を各福祉事務所の基礎人口とすることとなっております。県の推計人口は、毎月県内市町村から報告される人口移動調査の結果を取りまとめまして、毎月1日現在の人口と世帯数を推計したものでございます。

参考ではございますが、人口移動調査とは、人口、男女別人口、年齢別人口、人口の増加数、自然増加数、死亡者数、社会増加数、転入転出者数、世帯数を調査するものであり、これは毎月各市町村から報告を受け、県がまとめるものでございます。

続きまして、榆井委員のほうからご質問がございました、ケースワーカーの持ち件数についてお答えいたします。

社会福祉法では、80世帯を標準として定めることとなっておりますので、必ずケースワーカー1人当りの持ち世帯数が80世帯以内という法定定数であるということではございません。持ち件数は、毎月30件程度の新規開始ケースがあり、また、廃止ケースもあり、増減がございます。また、担当地域の特性、世帯類型の特性等があり、1人のケースワーカーの持ち件数が多い、少ないという判断も難しいのが実情でございます。従いまして、ケースワーカーの持ち件数が増えたり、偏ったりした場合には、他のケースワーカー、面接相談員、係長、課長がケースワークのフォローをしながら保護業務に努めているところでございます。職員配置につきましては、現状の配置を維持しながら、適正な保護業務の執行に努めてまいりたいと考えております。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:59

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

質疑というよりもお願いでございます。重ねてのお願いという形になるか分かりませんが、先ほど松本課長のほうから今後の対応についてご説明がありました、生活保護の就労支援についてですね、市としてはセミナーを独自に開催して対応していきたいと、ニーズに応じていきたいと、そういうような対策を打っていきたいということでご答弁ありました。私はやはり時代が変わってきておるのでそれが必要だというふうに思います。この就労の実績を見ますとですね、やはり就労の形態がパートさんになっていっておると。どうしても技術力、能力がないから限定されるとですね、やはりパートさんというような雇用形態になっていくと思うんですね。しかし生活の自立を考えると正社員になっていくほうが望ましいと思いますので、今回、先回の質問からご答弁いただきまして、セミナーを開催してその対応をしていくといういろいろなことを考えていただけるということでもありますので、ぜひ具体的に取組まれるようお願いを申し上げまして終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

ケースワーカーの世帯数の問題についてご説明がありました。一応80というのは基準ということになってるようですが、何人かのケースワーカーの人に聞いたんですけども、旧飯塚市と旧町のほうとの担当数をお聞きしたらですね、旧飯塚市のかたのほうはずいぶん担当する世帯数が多いんですね。私が聞いたうちで一番多かったかたは90世帯担当されておるといようなふうにも聞いたんですけど、郡部のほうの関係では75世帯という数字も一応お聞きしてるわけです。このアンバランスについて地域性の問題、何点が言われているんですが、地域性というようなことをお聞きしたんですけどですね。この地域性の問題ももちろんあるんですけども、世帯数が基準どおりにいかないですね、仕事が雑になるといいますか、月に2回行くところが1回になったり、3回行くところが2回になったりですね、そういうようなことも起こりがちなんじゃないかなという心配があるんですね。その点についてはそういう心配はありませんかね。

保護第1課長

いま委員が申されましたように地域性等々を考えますと、旧4町につきましては移動時間とかあるいは山間部とかいろいろな形の中で時間が相当要するというようなことから、旧飯塚については80前後、そして旧4町につきましては70前後というような持ち件数になっております。現状では特に定められた訪問、ケース格付けに沿った訪問が特に遅れているとかいうような具体的な事象は発生しておりません。しかしながら今後の組織改編とかそういうふうなときに旧4町の縛りとか旧飯塚市の縛りとかいうようなものを改めて見直しまして、適正な持ち件数を設定していきたいというふうに考えております。

楡井委員

いま言われたように改善の方向で努力するというご答弁でありますので、それを実現していただきたいというふうに思います。かなり高齢者のかたがですね、数字上の問題でも出ているようですね。60歳以上、71歳以上相当数、世帯数6200から比べれば半分以上はそういう状況じゃないかなと思うんですね。そうなってくると1人世帯のかたもずいぶん多いんじゃないかなと思うんですね。そうすると孤独死というようなことにもつながりかねない状況がありますからですね、十分に注意をさせていただいて適正な担当世帯数といえますか、これもしていただきたいと思ひますし、どうしても人員が必要であれば常々言われておりますように、ぜひ人員の確保も含めてお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

安藤委員

資料を出していただきましてありがとうございます。その中で稼働年齢層2797名のうち稼働能力ありと判定されたかたが409名というところでございますけれど、その他のかたで稼働能力がないと判定されたかたの状況というのはどのようになっているのでしょうか。

保護第1課長

いま委員が言われましたように、全体数の中で稼働能力があるというふうなかたを就労支援者数に409名というふうにあげさせていただいております。これ以外の方々につきましては高齢であるとか傷病をお持ちであるとか、いわゆる育児の関係で勤められないとか、そういう方々がこの全体数から除かれているということでございます。

安藤委員

年代別という部分も10代刻みでございますけれども、その中でそれに値するといえますか、いま稼働能力なしというところではどの年代層が多いのでしょうか。

保護第1課長

この年代の区分表でございますけれども、大体50～59歳、60～69歳、これは途中までで半分ほどの人員になりますけれども、この方々が実際的に、この人員の構成率でも分かりますように、多くなってきております。

安藤委員

大体分かりましたけれども、よくこの生活保護に関して言われることですが、働けるのに働いていないんじゃないかというふうな判断をされているところもあるんじゃないかと。そこらへんはケースワーカーの皆さん、ずいぶんご努力されてやられていることだと思いますけれども、より一層そこらへんも含めて慎重に取り扱いをやっていただきというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

道祖委員が要請されていた平成20年度就労支援事業の(1)(2)ですね、これについて1年間分だけ出されておりますが、この間の経済状況等の関連もありますので、できれば3～4年分の資料を次の委員会あたりまでをお願いできたらと思いますので、よろしく願いします。

委員長

執行部におたずねしますが、ただ今楡井委員から要求のっております資料は提出できますか。

保護第1課長

提出させていただきます。

委員長

おはかりいたします。ただ今楡井委員から要求のありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。これはただ今資料が必要ですか。それとも次回でよろしいですか。

楡井委員

9月の委員会で。

委員長

次回でよろしいですか。次の閉会中の委員会まででよろしいですか。

楡井委員

9月の定例会中の委員会に。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:14

再開 11:15

委員会を再開いたします。

執行部におたずねしますが、次回の閉会中の委員会までに提出できますか。

(できるとの声あり)

それでは執行部に次回の閉会中の委員会に資料の提出を求めます。

他に質疑はありませんか。

(他になし)

おはかりいたします。

本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」を議題といたします。

「飯塚東保育所の移譲について」、及び「次世代育成支援対策行動計画による将来人口推計について」、執行部の説明を求めます。

保育課長

飯塚東保育所の移譲についてご報告させていただきます。

飯塚東保育所の移譲につきましては、保護者代表役員の方々、真如会、保育課の三者で会議を行っております。会議内容は、保育所での一日の流れ、入園式、卒園式、遠足、運動会、夕涼み会、生活発表会、世代間交流事業、地域活動の参加等について相違点を確認した上で、平成22年度以降の実施について協議を行っております。基本的には、今の飯塚東保育所での事業内容をそのまま引き継いでもらいますが、協議した内容で開所時間午前7時30分を午前7時にするなど保護者代表役員の方々が真如会の事業内容を支持された場合は、真如会の方法に決定しております。保護者代表役員で結論が出ない卒園式の日程などにつきましては、全保護者にアンケート調査を行っております。

また、その決定事項につきましては、後日プリントで全保護者にお知らせをいたします。

児童育成課長

道祖委員より資料要求のあっておりました将来人口推計を提出させていただいております。

A4サイズの1枚物でございます。

この人口推計は次世代育成支援対策行動計画の後期計画用資料として作成したものでございます。平成19年から平成21年度の住民基本台帳、及び外国人登録人口をもとにコーホート変化率法により推計いたしております。この数値を参考にして、今後進めていく子育て支援施策等の方向性や具体的事業の検討、及び地域における子育て支援サービスや保育サービス等の推計ニーズ量を算出する事務があることから、この期間における将来人口を推計いたしております。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

平成21年度の実績数が、0歳児から5歳児が6785ですよね。先回の説明の資料、ちょっと手元にないんですけど、この数値より若干低かったんじゃないかと思うんですけど、私の勘違いですかね。その数字は平成20年度の数字だったんでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:17

再開 11:18

委員会を再開します。

児童育成課長

平成21年度は実績の数字ですので、この数字で間違いございません。

道祖委員

いや、手元に議事録を持ってきてるんですけど、この時に入所対象人口は6517名というふうになっておったんですけど、0歳児から5歳児、これが保育所の入所対象人口というふうに理解していいんですか。私、資料と一緒に議事録を付けてないもので、私が不適格な質問をしているのか、その点もあるんですけど、5月19日の委員会において、私はこの資料を要求した時に、ご答弁では、保育所の入所対象人口は6517名で、ここの資料によりますと、私立・公立保育所入所者数は2942名というふうに理解してよろしいわけでしょ、というふうに言っておるわけですけど。それで、今後、6517名がどういうふうに推移していくのか、資料を出していただきたいというふうに資料要求しているようであります。ここに出てきた資料を見比べておりますと、平成21年度の実績が6785でありますから、この6517という数字が私の勘違いなのか、数字の取り方が違うのかの確認だけなんですけど。

児童育成課長

申し訳ありませんが、その数字は平成20年度の数字でございます。

道祖委員

分かりました。その辺の確認だけ、ちょっとこの21年度というのと20年度の。ということは、単純に言えば、この時点で、1年間で約200人増えているけれど、今後は減っていく傾向にあるということだけ確認させていただきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

柴田委員

子育ての関係についてちょっとお尋ねしたいんですが、発達障がいのお子さんをお持ちの方がいらっしゃいまして、通院を週2回されております。そしてお母さんはお仕事をされてあるんですが、そのような方の保育所の通所、そういうことができるのか。週2回は必ず療育センター、北九州のほうに行かれています方で、土曜日までの日に通所することができるのか。症状によるでしょうけれど、ある部分、軽い症状であれば通所できるのかどうか、そのところをお尋ねしたいと思ひまして。今後のことについて相談がありましたので。

保育課長

委員がご質問の件につきましては、発達障がいの子どもさんについては、うちのほうで受入れはしておりますので、心配はなさらなくて結構だと思います。

柴田委員

そうであれば、症状は軽い方ですけども、症状の状況にもよるんでしょうか。その方は軽い方ですけども、やはり症状によるということもあるんでしょうか。

保育課長

公立保育所の場合については、発達障がい児、私もいろいろ保育所を回っておりますけれども、子どもさんで発達障がいの方、おりますけど、そういう子どもさんについては加配で一人、

保育所に付けておりますので、今、委員がご指摘の点についてはないと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

楡井委員

将来人口推計の表をいま見てて、ちょっと奇異に思ったんですけど、総人口はずっと減って
ますよね。当然、児童人口もずっと減ってきてるんですけど、0歳児から5歳児までの人た
ちは平成25年まで増えていって、26年から前年比で減るという状況になってます。6歳から
11歳の方は、0歳から5歳の人たちと逆転して、平成25年まではずっと減ってきているの
に、26年からは増えていってるといふ数字が出てきてるんですけど、この増減の数字の内容
といたしますかね、わかりますか。

児童育成課長

この表の資料には出てきませんが、0歳児については母親世代、子どもさんをお産みにな
る方の人口が減少していくため、0歳児の子どもさんが減っていきます。それで、就学前児童
につきましては、その中の1歳児から5歳児につきましては過去の3年間、推移が穏やかに上
昇傾向であったため、平成25年度までは上昇していきますが、0歳児が徐々に減少すること
によりまして、平成26年度以降は減少のほうに転じていきます。

また、小学生、6歳から11歳につきましては、過去3年間の推移が穏やかな下降傾向であ
ったため、平成25年度までは下降しますが、増加した就学前児童が徐々に就学していく平成
26年度以降は一定期間上昇に転じております。

楡井委員

0歳から5歳までが平成25年までは増加になっていて、その人たちが6歳から11歳にな
る年度、いわゆる26年度からは増加になっていってると。0歳から5歳までと、6歳から
11歳までの人たちの年度の関係でこうなってるということですか。それから、総人口との関
係で見ての減少が、お母さん方、子どもさんを産む方が少なくなっていくであろうという傾向
を示しているということですね。はい、分かりました。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。

本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。

案件に記載のとおり、執行部から2件について、報告したい旨の申し出がっております。
報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、報告を受けることに決定いたしました。

「豪雨災害の被害状況等」について、報告を求めます。

保健福祉部長

平成21年7月24日からの集中豪雨による被害状況等につきまして、児童社会福祉部、及
び保健福祉部に関する事項についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

今回の集中豪雨による災害被害状況については、人的被害は嘉麻市のかたが1名、今回の集中豪雨により本市で亡くられております。住家被害は全壊2棟、5世帯、床上浸水340棟、409世帯、床下浸水783棟、808世帯となっております。非住家のうち、事業所被害につきましては371棟で、そのうち床から45cm以上の浸水があった事業所は94棟となっております。なお、各被害件数につきましては途中経過であり、最終的には増加することもありますことをご了承いただきますようお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

今回の集中豪雨による被害者の救済制度でございますが、児童社会福祉部、及び保健福祉部に関する施策につきましては、各委員分にはマーカーで印を付けておりますが、「融資・見舞金」では災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付、「税・料金等の免除」につきましては国保税の減免・後期高齢者医療保険料及び一部負担額の減免、介護保険料・介護保険利用者負担額の減免、保育料の減免、児童クラブの利用料の減免の6項目でございます。

3ページをお願いいたします。

8月7日までの各施策における受付状況でございます。一番下の合計欄をお願いいたします。災害援護資金の貸付は3人、なお、申請書を持って帰られたかたは47人おられます。税、料などの減免関係につきましては国民健康保険が81人、後期高齢者医療保険が103人、介護保険が123人、保育所が3人、児童クラブが3人となっております。

4ページをお願いいたします。

8月9日現在における災害見舞金の交付状況でございます。見舞金につきましては8月2日までに交付の整理ができた世帯や事業所、店舗について、8月9日に各世帯等にうかがい交付いたしております。なお、住家につきましては市の見舞金とともに県からの見舞金も同時に交付いたしております。一番下の欄をお願いいたします。住家につきましては377世帯のうち281世帯、事業所、店舗につきましては64棟のうち22棟について交付いたしております。8月9日に不在であった世帯にはお知らせの紙を置いており、連絡があり次第ご自宅にうかがうか、市役所に取りに来ていただくことにより交付いたしております。また8月3日以降に交付の整理ができた世帯につきましては今週中に各世帯にうかがって交付したいと考えております。交付金額は住家については1世帯あたり全壊が5万円、県の見舞金につきましては4万円で、1人世帯では2万円。床上浸水が3万円、県の見舞金は1万円で、1人世帯では5千円。事業所、店舗につきましては床上45cm以上浸水した事業所、店舗に3万円を交付いたしております。

5ページをお願いいたします。

児童社会福祉部、及び保健福祉部の公共施設の被害状況でございます。穎田高齢者福祉センターは機械室が冠水し、温水循環ろ過ポンプ、及び温水加圧送ポンプが水没し作動不能となり、入浴施設のボイラーを稼動することができなくなったものです。部品交換等を行い、8月7日には浴場を再開いたしております。筑穂老人福祉センターは施設裏側の土間の横に設置しております雨水炉の側溝の端に約20mにわたり、3cmから5cm程度のすきまができ、土間の下に土砂が流出したものです。現在すきま部分をシートで覆い、雨水の流入と土砂の流出を防いでいます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚保健福祉圏域における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の増設にかか

る協議」について、報告を求めます。

介護保険課長

飯塚保健福祉圏域におけます介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の増設にかかります協議についてご報告させていただきます。

去る6月19日に第5次福岡県高齢者保健福祉計画、年度としましては平成21年度から平成23年度までの事業計画が公表されまして、飯塚市保健福祉圏域（飯塚市、嘉麻市、桂川町）におきまして、期間中県指定の介護老人福祉施設20床の整備計画が計画されております。県が指定を行いますものは介護老人福祉施設につきましては定員30床以上の整備に限定されます関係で、既設の施設の増設に限定されます。またその選考につきましては圏域各市町より1事業所ずつ選定いたしまして、本日8月17日までに市町を通じまして協議書が提出されましたうえで、県審査会におきまして1事業所が決定される予定となっております。以上から、7月3日より既設の全事業所へ意向調査しましたところ、1事業所、社会福祉法人光綾会特別養護老人ホーム「多田の里」から増床計画の意向、及び協議書が提出されましたので、書類の審査を行いまして、8月13日に県へ協議書を提出しております。今後の予定につきましては今月末に県によるヒアリング、市、事業者を含めてヒアリングが行われまして、その後10月から11月頃に県の審査会の中で各市町から選定されました中から1事業所が選定される予定でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

楡井委員

説明がよく分からないんですけれども、30床以上の特別養護老人ホームが新設されるんですかね。それとも現在ある所が私的な所が公的なものになるとか、そのあたりをもう少し説明してください。

介護保険課長

ちょっと説明不足かと思えますけれども、介護老人福祉施設特別養護老人ホームの場合は29床以下につきましては市に指定権限がございます。30床以上につきましては県の指定ということになりまして、今回の計画では県の計画の中で20床という形が出ているものですから、県の30床以上の事業所について20床の計画が出たということになりますと、既設の介護老人福祉施設の増床しかあり得ませんものですから、今回は既設の介護老人福祉施設についての20床の増設という形になります。

楡井委員

いま申し出がぁっている所は30床以下であるが、それに20床増設して合計50床にするということなんですかね。

介護保険課長

県の指定する事業所としては30床以上が県の指定の事業所になりますので、いま出ております多田の里につきましては30床以上、現状50床の特別養護老人ホームを開設してありますけれども、それに上乗せして20床を、計70床という形になります。

楡井委員

これが増設されるということになった場合、待機者が600名くらいいるんじゃないかと思ってましたけれど、この待機者の解消のためにはどういう影響が出ますか。

介護保険課長

既設の全体が現在飯塚圏域の中で670床ありますけれども、それが690床になります関係で、大きな数字ではございませんけども、枠が増えるということです。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。